

## 玉野市遊休農地畑地化等促進事業実施要領

### 第1 趣旨

地域農業の振興を図るため、市内の遊休農地を再生する事業等を行う者に対し、予算の範囲内において玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要領に定めるところによる。

### 第2 定義

次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新規就農者 就農後5年以内かつ毎年4月1日時点で65歳未満の者
- 2 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- 3 農業参入法人 異業種から農地の所有権又は利用権を取得し、新たに農業に参入した法人
- 3 対象農地 農用地区域内の農地であって、次に掲げる要件を満たす農地
  - ア 農地法第32条第1項第1号に規定する農地であること。
  - イ 賃借権又は使用賃借権の設定又は移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、再生作業後、5年以上耕作する農地であること。

### 第3 補助対象者

- 1 補助金の交付対象となる者は、新規就農者、認定農業者又は農業参入法人とする。
- 2 次のいずれかに該当する者は、交付対象者とししない。
  - (1) 市税を滞納している者
  - (2) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等

### 第4 補助対象事業等

- 1 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。
- 2 当該事業が岡山県農村整備対策関係事業補助金（昭和57年7月1日付け農整第198号農林部長通達に基づく補助金をいう。）の対象とならない場合は、交付の対象とししない。
- 3 当該事業が国、県又は市等が実施する他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、交付の対象とししない。

### 第5 交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
  - (1) 事業実施計画書
  - (2) 市税を滞納していないことの証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

## 第6 交付決定

市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

## 第7 申請事項の変更及び承認

- 1 第6の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金変更等承認申請書（以下「変更等承認申請書」という。）にその内容を反映した事業実施計画書を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、1の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金変更等承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

## 第8 実績報告

- 1 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出するものとする。
  - (1) 事業実施実績書
  - (2) 写真整理帳
  - (3) 領収書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第5の2のただし書の規定により、当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額の減額をせず申請を行った交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たり当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

## 第9 補助金の額の確定

市長は、第8の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

## 第10 補助金の交付

- 1 交付決定者は、第9の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金支払請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、1の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第11 検査等

市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、検査を行い、必要な命令をすることができる。

## 第12 決定の取消し及び返還

- 1 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。
  - (1) 再生作業後、5年未満で耕作をやめたとき。
  - (2) 第3に規定する補助対象者の要件を欠くことが確認されたとき。
  - (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
  - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (5) その他この要領に違反したとき。
- 2 市長は、1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

## 第13 耕作状況の報告

交付決定者は、対象農地において耕作開始後5年間について、毎年度の耕作状況を9月末日までに、所定の玉野市遊休農地畑地化等促進事業補助金耕作状況報告書に耕作状況が分かる写真を添えて、市長に提出するものとする。

## 第14 書類の保管

交付決定者は、補助対象事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

## 第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4関係）

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額
(1)再生作業	対象農地の障害物除去、深耕、整地等を実施する事業。	補助対象事業の実施に要する経費。	(1)再生作業 補助対象経費の1/2以内とし、10万円/10aを限度とする。
(2)畑地化整備	再生作業が行われた対象農地に付帯して行う畑作物や園芸作物を導入するための簡易な基盤整備等を行う事業。		(2)畑地化整備 補助対象経費の1/2以内とし、40万円/10aを限度とする。  ただし、補助対象者ごとの限度は次のとおりとする。  再生作業：10万円 畑地化整備：40万円 上記を併せ行う場合：50万円